農 政 第 108-5 号 令 和 7 年 3 月 5 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下妻市長 菊池 博

		1 支巾及 利心 府				
市町村名		下妻市				
(市町村コード)		(82104)				
地域名		高道祖地区				
(地域内農業集落名)		(高道祖)				
护業の幼用を取り	+ 1- 14 - 1 - 1 - 1	令和7年3月5日				
協議の結果を取りる	まとめた平月日	(第3回)				

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

水田の割合が多く、30年以上にわたって大規模な麦・大豆のブロックローテーションを実施している。水田では農地と集落が分かれており、耕作がしやすい。担い手ごとに圃場が分散しているものの、距離が近いため、あまり集約の進んでいない現状でも作業効率が悪くない。基盤整備実施から時間が経っており、用排水不良や段差などにより耕作しにくい圃場が増えてきている。一方で、畑は集落に近い圃場が多く宅地化が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲が主要品目。水田では4年に1度ブロックローテーションを実施しており、毎年50ha超が該当。ブロックローテーションの年は麦、大豆の二毛作が行われている。畑地では麦、そばのほか露地野菜も多く、芝の作付けも盛んであったが近年では減少している。

10年後でも担い手が十分確保されており、離農者等があっても引き受けられる担い手は多い。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

×	域内の農用地等面積	273 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	271 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

- 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
 - (1)農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。集約を進めるためには担い手や土地所有者で話し合い、農地交換や引継ぎを行う必要がある。

(2)農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構の利用率が低く、今後の利用権設定について地域集積協力金の交付を視野に入れながら地域全体として農地中間管理機構を活用していく。

(3)基盤整備事業への取組方針

基盤整備が行われているが、一枚の圃場が小さく、かつ段差が多いため畦畔除去での効率化が難しい。また、機場のパイプラインの劣化も激しく水の確保に時間がかかっていることもあり、再び土地改良事業を行い、農地を大規模化していく必要がある。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

現状担い手は確保されている。将来においても担い手が確保できているが、新規就農者がいれば、栽培技術や農地確保のアドバイスをするなど、定着までの支援を行う。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

ブロックローテーション該当箇所においては、高道祖地区生産組合で大豆の作付けを一手に引き受けている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥獣被害防止対策	②有機・減農薬・減肥料	1	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料•資源作物等	⑦保全•管理等		8農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③補助事業等によるスマート農業の導入を推進していく。